

いじめ防止等対策の取り組みについて

香川高等専門学校(高松)

令和4年12月16日現在

	点検項目	令和３年度取組に対する自己評価	改善のための措置	改善時期
1	機構のいじめ防止等対策ポリシー1条に規定されている「いじめ」の定義について、全教職員の共通理解を図り、いじめの認知が確実に行われるよう意識啓発を行った。	学校いじめ対策委員会(事例検討会)、学級担任会等で啓発を行った。	令和3年度の取組に加え、キャンパス合同で学校としての意識啓発を行う。	令和4年9月実施済
2	定期的（2ヶ月に1度）に「学校いじめ対策委員会」を開催し、いじめやいじめの疑いのある事例について情報共有したり、各事例への対応方針を協議したりした。	充実した内容で年3回開催できた。	キャンパス合同で開催し、引き続き定期的に開催する。	令和4年9月実施済
3	機構のいじめ防止等ガイドラインに基づき、教職員に対し年1回以上のいじめに関する研修を企画し、実施している。	いじめを含めた学生支援の問題に対する研修を開催した。	国立高専機構が制作したコンテンツを活用し、オンライン研修を実施中	令和4年11月実施済
4	学校がいじめの防止等の対策を組織的に推進することができるために、「学校いじめ対策委員会」が行う職務内容を定めて、全教職員に周知した。	ホームページで周知した。	ホームページでの周知に加え、教員会議等において周知を行う予定	令和4年度
5	いじめの未然防止や早期発見のための取組について、「学校いじめ対策委員会」が年間計画（学校いじめ防止プログラム）を策定して全教職員に周知した。	ホームページで周知した。	ホームページでの周知に加え、教員会議等において周知を行う予定	令和4年度
6	いじめの問題を一人で抱え込むことがないようにするために、教職員が学生の気になる様子を把握した場合に、「学校いじめ対策委員会」へ報告することを徹底した。	学校いじめ対策委員会(事例検討会)、学級担任会等で啓発を行った。	校内会議における啓発活動を引き続き実施	-
7	機構のいじめ防止等対策ポリシー第16に規定されている「重大事態」の定義について、全教職員に周知するとともに、重大事態に関する「事実関係を把握するための調査」の実施に当たっての「学校いじめ対策委員会」の役割を定めている。	ホームページ及び校内グループウェアにて周知した。	ホームページ等による周知活動を引き続き実施	-
8	いじめの事案について、学生の実態や指導の経過等の情報が関係教職員で共有できるようになっている	事案毎及び全体をまとめた情報について、各関係者毎に共有している。	関係者における共有活動を引き続き実施	-
9	令和3年度の取組に対し、学校いじめ防止等基本計画、学校いじめ防止プログラム、早期発見・事案対処のマニュアルが実行性のあるものとなっているかを検証し、令和4年度の実施計画に反映しているか	新たな更新はなし。	年度末に点検を実施し、必要に応じて改正することとしている。	-
10	学生を対象に、いじめを把握するためのアンケートを定期的に（年４回以上）実施するとともに、その内容を「学校いじめ対策委員会」等、教職員間で共有できるようにした。	学生主事及び学生相談室所掌で実施し、関係者で共有している。	アンケートの設問を見直して、引き続き実施	令和5年度
11	「学校いじめ対策委員会」の構成員の一人として、スクールカウンセラーを含み役割を明確にしているとともに、スクールカウンセラーが得た情報を、教職員間で共有できるようにしている	スクールカウンセラー、スクールソーシャルワーカーからの専門的知見を共有する体制を整えている。	スクールカウンセラー、スクールソーシャルワーカーによる共有活動を引き続き実施	-
12	機構のいじめ防止等ガイドラインに基づき、学生に対し年1回以上のいじめに関する研修を企画し、実施している。	自殺予防研修の一環として実施している。	いじめに関する研修を引き続き実施	-
13	どのような行為がいじめに該当するか、学生が理解を深める取組を実施している。	令和3年10月に学生主事がSNSの使用と絡めて周知した。	学生が理解を深める取組を引き続き実施	-
14	学生自らが、いじめ問題に主体的に行動しようとする（学生主体による防止プログラムの実施を含む）取り組みを推進している。	該当なし。	学生会が主体となって令和４年度に取組を検討し、令和5年度から実施予定	令和5年度
15	学校がいじめ防止の取組について、保護者の理解を得るとともに、連携・協力体制を築くため、書面やホームページ等で、学校いじめ防止基本計画や取組状況等の内容を周知した。	ホームページで周知した。新入生には書面でも周知した。	ホームページ等による周知活動を引き続き実施	-
16	いじめが認知された場合には、被害・加害の双方の保護者に対して、「学校いじめ対策委員会」による解決に向けた対応方針を伝えることを徹底している。	認知の該当がなかったが、認知された場合は双方への対応することとしている。	学級担任と連携し、被害者、加害者及びその保護者等に対し、学内対応方針を伝えることを徹底した。	-
17	外部の有識者等で構成される会議（運営協議会や外部評価委員会等）で、学校いじめ防止等基本計画の内容を説明するなどして、連携・協力体制を築いている。	外部評価委員会にて学生主事から説明を行った。また、寮務小委員会とスクールソーシャルワーカー及び学生相談室とスクールカウンセラーの連携協力により、アンケート項目の相談とアンケート結果の確認を実施している。	外部評価委員会等での連携協力活動を引き続き実施	-
18	いじめが犯罪行為に該当することが疑われる場合などは、直ちに警察等と情報を共有するなど、連携して対応する体制ができている。	協定締結の警察署あり	事案発生時に速やかな連携がとれるよう、連絡体制と連絡部署の確認を行った。	令和4年4月実施済